



新規創業される方に助成金を交付し、起業を応援します！

魚津市創業者支援事業助成金のご案内

令和4年4月 魚津市商工観光課 電話0765-23-6195

要件	以下の①～④全てに該当すること				
	<p>①魚津市内において、新規創業し又は新規創業する予定であり、かつ、3年以上事業を継続する見込みのあること。</p> <p>②魚津中小企業相談所の指導を受けていること。</p> <p>③魚津市から企業立地・山村地域立地助成金の交付を受けていないこと。</p> <p>④市税等を滞納していないこと。</p> <p>ただし、以下の事業は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風営法に基づく営業の許可又は届出を要する事業 ・宗教活動又は政治活動を目的とする事業 ・事業承継により開始する事業 ・フランチャイズ契約に基づく事業及びそれに類する事業 ・1週間の営業日数が平均して3日以下である事業 ・常時1人以上のスタッフが配置されない事業（スタッフには事業主も含む） 				
助成金の種類	どちらかを選択				
	改装助成金		奨励金		
助成金額	<p>基本：対象経費の1/3（上限50万円）</p> <p>加算：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定創業支援事業参加者(※)」又は「40歳未満」どちらか1つに当てはまるなら対象経費の1/2（上限75万円） ・「40歳未満の方」が「特定創業支援事業参加者」であれば2/3（上限100万円） 		<p>基本：10万円</p> <p>加算：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳未満なら 5万円 ・女性なら 5万円 ・特定創業支援事業参加者 5万円 		
特定創業支援事業	40歳未満	40歳以上	性別	40歳未満	40歳以上
受講している	対象経費の2/3（上限100万円）	対象経費の1/2（上限75万円）	女	25万円	20万円
			男	20万円	15万円
受講していない	対象経費の1/2（上限75万円）	対象経費の1/3（上限50万円）	女	20万円	15万円
			男	15万円	10万円
申請の流れ	<p>認定申請 → 書類審査 → 対象認定 → 改装工事 → 現地確認 → 交付申請 → 助成</p> <p>※ <u>（わくで囲まれた部分）</u>が申請者が関わる部分</p>		<p>認定申請 → 書類審査 → 対象認定 → 現地確認 → 交付申請 → 助成</p>		
認定申請期限	改装工事着工前		開業してから3か月以内		

認定申請時提出書類 ⑤～⑨は写しで構いません。

- ①認定申請書 ②事業計画書 ③魚津中小企業相談所の発行する相談証明書
- ④市税等納付状況確認同意書 ⑤生年月日が（奨励金の場合は性別も）わかる身分証明書
- ⑥開業届または商業法人登記簿（創業後の場合）

改装助成金の場合は以下の書類も必要です。

- ⑦改装工事見積書 ⑧工事内容のわかる図面・工事前の写真等 ⑨貸店舗等の賃貸借契約書

（※）特定創業支援事業：魚津市創業支援等事業計画に位置付けられた事業（例：アシシステム税理士法人主催「とやま創業スクール」）